

法人課税 事業継続力強化設備投資促進税制の創設

1. 改正の概要

中小企業者が行った防災・減災設備への投資を対象にその取得価額の20%の特別償却ができる制度が創設される。

(適用要件)

- ① 青色申告書を提出する中小企業者(適用除外事業者を除く)
 - ② 中小企業等経営強化法(改正法)の事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画(仮称)の認定を受けること
 - ③ 一定の期間内に上記認定に係る特定事業継続力強化設備等(※1)の取得等をして、その事業の用に供すること
- なお、特定事業継続力強化設備等とは、中小企業等経営強化法の事業継続力強化設備等(仮称)として認定事業継続力強化計画又は認定連携事業継続力強化計画(仮称)に記載された機械装置、器具備品及び建物附属設備のうち、一定の規模(※2)以上のものをいう。

設備の種類(※1)	一定の規模(※2)
機械装置	1台又は1基の取得価額が100万円以上
器具備品	1台又は1基の取得価額が30万円以上
建物附属設備	一の取得価額が60万円以上

2. 適用時期

中小企業等経営強化法の改正法の施行の日から2021年3月31日までの間に取得等をして、事業の用に供した場合に適用される。

3. 実務上の留意点

所得税についても同様の改正が行われる。

4. 今後の注目点

- ・中小企業等経営強化法の改正法の施行日。
- ・事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画(仮称)の内容及び認定の要件や手続きの流れ。